





# 売上げ三五五億余円に

## 四十二年商業統計調査

### 都市化でふえた「飲食店」

昭和四十二年の商業統計調査がこのほど発表されました。

この調査は、商店の数の規模、年間販売額など商業活動の実態を各種の調査によって明らかにしようとするもので、昭和二十七年から二年ごとに行なわれ、今回が九回目になります。

この調査によると、本市の商店数は千八百八十三店で、年間売上額は三百五十五億五千三百六十六円となり、前回(昭和四十一年)の調査からくらべて、商店数が二百三十三店(十四・五%)増加し、一方、年間販売額は百三十六億七千三百五十五万円、六十・五%の伸びをみましたが、この伸び率は商店数の増加率をはるかに上回り、これは消費者(購買人口)の増加とともに店舗の大型化、販売方法の改善などと共に商業圏も次第に拡大され、東葛地方の中心商業ターミナルとしての地歩を確実に占めつつある結果といえます。

## 南部地区の商店「急増」

### 七割を占める小売店

今回の調査によると、商店数はこれを地区別にみると、柏市富勢市全体で千六百八十三店で、前回田中地区の伸びがほぼ十%前後で、横ばい状態の傾向に比べ、南部の

土地区が四十二・七%と飛躍的に増加しており、同地区二百四十四店のうち、ほぼ半数はこの二、三年間でできたものといえ、大規模な住宅開発が進む南部地区の実情を反映しているといえましょう。

また、業種別の構成では、小売店が最も多く七割近くを占め、次いで飲食店の二割、卸売の一割弱

となり、前回は、卸売が十三・一%の増、飲食店が三・八%ふえて、他業種と比べて著しく増加しており、この面からも本市の急増する都市



市商業の中心、駅前通り商店街

### 伸びる売上げ

#### 商店増加率を二段とび

##### 今回の調査による年間販売額三百五十五億五千三百六十六円は昭和四十一年の調査時点からくらべて、百三十六億七千三百五十五万円も伸びており、その増加率六十二・五%は、近隣各市を上回るものと推測されます。

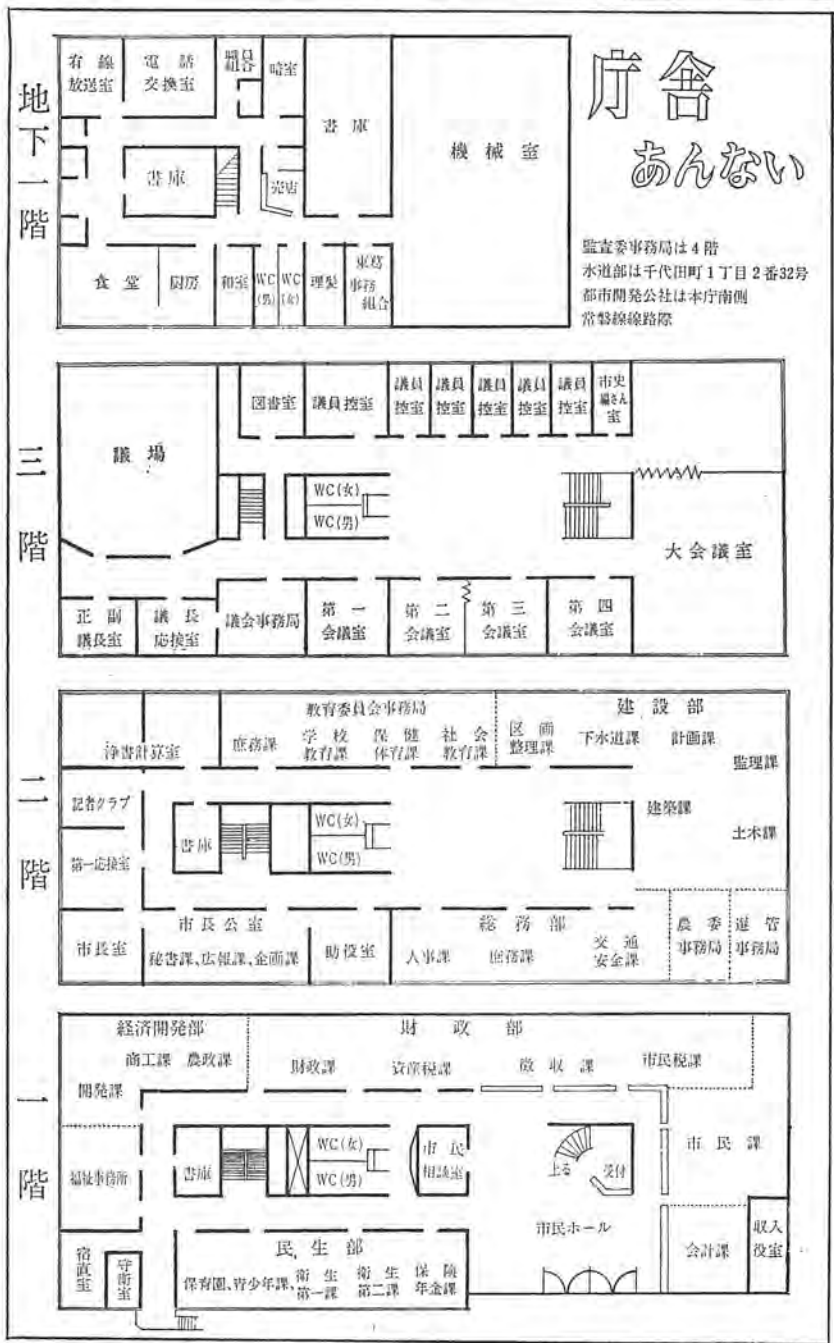
また、一店当りの販売額では平均で二千百三十三円となり、一日当たり約五万七千円となっています。このように、売上げの伸び率は商店数の増加率一・七倍を大きく上回り、まさに「二段とび」の伸びといえましょう。

また、一店当りの販売額では平均で二千百三十三円となり、一日当たり約五万七千円となっています。このように、売上げの伸び率は商店数の増加率一・七倍を大きく上回り、まさに「二段とび」の伸びといえましょう。

また、一店当りの販売額では平均で二千百三十三円となり、一日当たり約五万七千円となっています。このように、売上げの伸び率は商店数の増加率一・七倍を大きく上回り、まさに「二段とび」の伸びといえましょう。

また、一店当りの販売額では平均で二千百三十三円となり、一日当たり約五万七千円となっています。このように、売上げの伸び率は商店数の増加率一・七倍を大きく上回り、まさに「二段とび」の伸びといえましょう。

また、一店当りの販売額では平均で二千百三十三円となり、一日当たり約五万七千円となっています。このように、売上げの伸び率は商店数の増加率一・七倍を大きく上回り、まさに「二段とび」の伸びといえましょう。

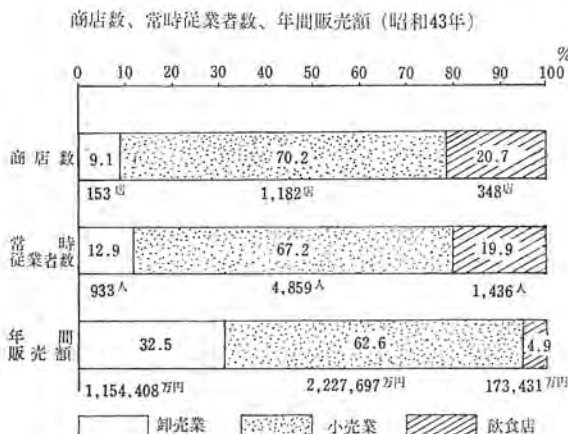


# 西口区画整理事業

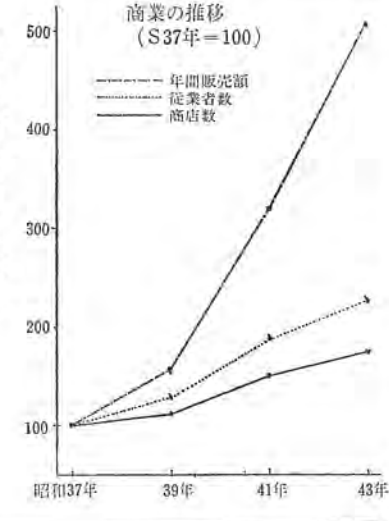
## 一才2回保留地処分

3月10日に入札

区画整理事業では二月十二日の第一回保留地処分を経て、第二回の処分を、十九区画の保留地について、三月十日午後二時から行ないます。



この販売額を業種別でみると、卸売業が百五億四千四百八十八万円、小売業が二百一十二億七千六百九十七万円、六十二・五%の増となり、この伸び率は、飲食店が七億三千四百三十二万円、絶対数こそ他業種と比べてすくないものの、増加



変動続ける商業界 流れに岩(大型店)の出現

これまで、商店数や販売額の現状・推移をみてきましたが、大きな変化は、大規模店の増加が目立ち、特に大型店の増加が目立ち、三十人以上の従業員をもつ商店は昭和三十七年に僅か二店であったものが、今回の調査では十七店となり、十人から二十九人までの中型店の一・五倍、一人から九人までの小型店の一・八倍と比べてみると急激な伸びがみられることがわかります。

こうした傾向のある反面、全体では、一人から四人という小規模店舗が七十六・六%を占めており、



販売方法もスーパード方式で販売欲をそそる(市内の某店)







# 市民課 窓口あんない



市民課の窓口で受付けている届出の種類と、手続きの方法などをまとめました。とくに持参していただくものを忘れないようにご注意ください。

◇窓口受付時間  
平日：午前8時30分～午後5時  
土曜：午前8時30分～午後12時30分

◇窓口休息時間  
正午から午後1時まで  
この時間でも職員が交代で受付けています。

◇窓口のこむ時間  
月曜日、土曜日

◇窓口のすいている時間  
午前10時前と  
午後4時すぎ

◇休日でも受け付ける事務  
戸籍関係届  
1階宿直室で受付をしています。

こんなときには	この手続きを	窓口番号	これを持ってきてください	知っておいてください
こどもが生まれたら	出生届	②	1)、出生証明書 2)、米穀通帳 3)、国保保険証 4)、母子手帳 5)、印かん	出生証明書は出生届用紙の右に医師か助産婦に書いてもらってください。 (本籍が柏市以外の場合は2通) 国保加入者は助産費を3,000円、育児手当を1人につき1,200円支給されます。 届出期限＝出生地の市町村に14日以内
家族のどなたかなくなったら	死亡届	②	1)、死亡診断書 2)、米穀通帳 3)、国保保険証 4)、国民年金証書保管証 5)、国民年金手帳保管証 6)、印かん	死亡診断書は死亡届用紙の右に医師に記入してもらってください。 (本籍が柏市以外の場合は2通) 火葬、埋葬、霊きゆう車の手続きも同時にできます。 国保の被保険者が死亡したときは葬祭費2,000円が支給されます。(10キロまで) 火葬場使用料1,500円霊きゆう車使用料1,900円 届出期限＝死亡したところの市町村に7日以内
死産をしたら	死産届	②	1)、死産証明書 2)、国保被保険書 3)、印かん	死亡届と同じ手続きです。 4ヶ月以上の死産の場合、国保被保険者に助産費として3,000円が支給されます。
結婚したら	婚姻届	②	1)、米穀通帳 2)、国保保険証 3)、国民年金手帳保管証 4)、印かん	夫妻の本籍またはどちらかの本籍が柏以外の場合は、戸籍抄本をとりよせてください。 証人、2名の署名、押印が必要です。 住所の異動がともないますから同時に転入、転出、転居の手続きも忘れずに。
市内で転居したとき	住民異動届	②	1)、米穀通帳 2)、国保保険証 3)、国民年金手帳保管証 4)、印かん	世帯の一部の人が他の世帯に入るとき、または新しく世帯をもうけるときは両方の米穀通帳、保険証等が必要です。 届出期限＝14日以内
市外から転入したとき	住民異動届	②	1)、米穀通帳 2)、国保保険証 3)、国民年金手帳 4)、転出証明書 5)、小中学校の在学証明書 6)、印かん	転入して世帯に入る場合、その世帯の米穀通帳、保険証等が必要です。 20才以上の方は転出証明書(選管証明書)により選挙人名簿に登録の手続きをしてください。 在学証明書により小、中学校在学のこどもさんの転学手続きもいっしょに。 届出期限＝14日以内
市外へ転出するとき	住民異動届	②	1)、米穀通帳 2)、国保保険証 3)、国民年金手帳保管証 4)、印かん	転入先をはっきりと。 転出証明書(選管証明書)は、手数料 50円。 在学証明書は通学している学校で手続きを。
世帯主が変わったら	住民異動届	②	1)、米穀通帳 2)、国保保険証 3)、印かん	世帯主が変わったとき。 届出期限＝14日以内
戸籍や住民票の写しと閲覧したいとき	謄抄本交付申請 または閲覧申請	④	1)、印かん	戸籍謄抄本 1枚につき 50円 住民票 1世帯につき 50円 閲覧手数料 戸籍……1戸籍につき 50円 住民票……1ケースにつき 50円
外国人の登録のとき	諸証明その他 交付申請書	④	1)、外国人登録証明書	1件につき 50円
印かん登録をするには	印かん登録申請書	④	1)、登録しようとする印かん	登録申請書に住所、氏名、登録する印かんと保証人の印かんを押して届け出てください。 旧住所の印かん証明書でもよい。 保証人＝20才以上で柏市に印かん登録をしている人。
印かんの登録変更(紛失又は改印)をするには	印かん登録 更新申請書	④	1)、登録しようとする印かん 2)、ふるい印かん(すでに届出をした)	印かん登録をする時と同じ。
印かん証明をとるには	印かん証明書 交付申請書	④	1)、登録した印かん 2)、代理人の場合は委任状とその人の印かん	代理人の場合委任状は委任する人が必ず自分で書いてください。 委任状には収入印紙(20円)をはってください。
自動車等の仮ナンバーを必要とするときは	臨時運行 許可申請書	④	1)、自動車損害賠償責任保険証 2)、免許証、又は身分証明書 (最初のみ)	自動二輪車、三輪車、四輪車、 各一台につき 100円
その他の証明	諸証明その他 交付申請書	④	1)、印かん	1件につき 50円
郵便で戸籍、住民票をとりよせるとき				戸籍の謄抄本は本籍地でなければとれません。 又請求するときは現金為替で送付してください。

## おしらせ

### 移動教養講座

#### 民芸館などを鑑賞

第一回は三月十四日に中央公民館では、絵画、民芸、彫刻などの芸術作品に接し、教養を高めていただくこと、移動教養講座を実施することになりました。この講座では、見学する芸術作品について、あらかじめスライドや映画で下調べをし、そのうえで実物を鑑賞するという方法で、より深く芸術の真髄を味わっていただくことができます。

第一回は三月十四日(金)午前

### 第三期分所得税

#### 十五日が納期です

昭和四十三年の所得税第三期分は三月十五日が納期です。お近くの銀行、郵便局などへ忘れずに納入してください。

もし期限内に完納できない場合は、十五日までに三期分の二分の一の額を納めて手続きをとると、残額は五月三十一日まで延納できる制度もありますので、税務署までご相談ください。

このほか、三期分について振替納税を利用することを書いた依頼書または追加依頼書を、三月五日までに提出された方は、ご指定の金融機関から振替によって納付されますので、納期前に預金残高をお調べください。  
(松戸税務署)

### 市役所

#### 臨時職員募集

市では臨時職員を募集しています。ご希望の方は人事課までお問い合わせください。

○事務職員 三十五歳未満の男女 日給六百円以上

○運転手・作業員 四十歳未満の男子 日給千二百円前後、手当最高九千円まで支給

九時からの予定で、市のマイクログラスを利用し、朝倉彫塑館、根津美術館、日本民芸館を見学します。経費は無料ですが、各施設の入場料金を実費負担していただきます。申し込みは、中央公民館へ直接お申し込みください。電話やハガキによる申し込みは受け付けません。定員は二十名で先着順で締切りですので、お早目に申し込みください。  
(中央公民館)

### 市立土南部小学校

#### 用務員募集

#### 住込み可

今年四月開校予定の市立土南部小学校(遊井一三九番地)で用務員を募集しています。ご希望の方は市役所内教育委員会庶務課までおいでください。○年令・性別 四十歳未満男女を問いません。

○住込み可・一定期間後正期職員に採用

○その他 委細面談  
(教委庶務課)

## タバコ

あなたが市内でタバコを買うと、年間1億1,280万円ものタバコ消費税が、市に入り、公共施設の整備に使われます

## 市内で買いまじょう